各都県トラック協会 殿

関東運輸局自動車交通部貨物課

荷主への監視体制の強化について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラックドライバーに対する時間外労働の上限規制(960時間)の適用、改正改善基準告示の運用(令和6年4月~)が迫る中、本年6月2日に、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議が開催され「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられ、商慣行の見直しに係る施策の一つとして、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請運送事業者の監視を強化する目的から、本年7月21日に「トラックGメン」を創設したところです。「トラックGメン」は全国に162名を配置し、荷主・元請事業者への監視を強化していく業務を遂行してまいります。

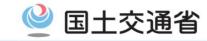
つきましては、<u>違反原因行為をしている疑いのある荷主の情報を収集するため、関東運輸局及び各運輸支局に配置されている「トラックGメン」がトラック事業者に対して訪問調査や電話聴取を行う</u>こととなりますので、傘下会員に対してご協力をお願いしていただくとともに、当該制度について周知願います。

また、「トラック G メン」に係るポータルサイト(以下の URL)を作成いたしましたのでお知らせするとともに、引き続き長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務(追加業務)、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報(非合理な到着時間の設定、重量違反等となるような依頼、燃料費等のコスト増加にかかる運賃・料金等の不当な据え置き)などの情報がありましたら、意見募集窓口や各運輸局及び運輸支局へ積極的に情報をお寄せいただくよう併せて周知願います。

< 「トラック G メン」ポータルサイト>

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000116.html

トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化



- ▶ トラックドライバーは、労働時間が長く、低賃金にあることから、担い手不足が喫緊の課題。
- ▶ 働き方改革の一環として、2024年4月から**ドライバーに時間外労働の上限規制(年960時間)が適用**されるが、これによる**物流への 影響が懸念(「2024年問題」)**。
- ▶ 国土交通省では、貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置を講じてきたが、2024年問題を前に、強力な対応が必要。
- ➤ このため、新たに「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに。
 - ⇒ 令和5年7月21日(予定)、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置

※緊急増員80名(本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名)、既存定員との併任等82名(本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名)



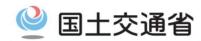
トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者へのプッシュ型の情報収集を開始し情報収集力を強化(2023年度~)

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」制度※の執行力を強化(2023年度~)

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(議員立法)の概要(令和5年法律第62号)



改正の目的

【成立:令和5年6月14日、公布・施行:令和5年6月16日】

- 令和6年4月からの時間外労働の上限規制を見据え、平成30年の議員立法において時限措置として、「標準的な運賃」と「荷主対策の深度化」の制度を創設
- 一方、新型コロナウイルスや原油価格高騰などの影響を受け、トラック事業者の経営状況はいっそう厳しさを増しており、荷待ち時間の削減や適正な運賃の収受等により、労働条件を改善し、担い手を確保するための取組は道半ば
- 働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため、「標準的な運賃」や「働きかけ」等の制度を継続的に運用すること が必要

改正の概要

【時間外労働規制が適用される(令和6年3月)までの時限措置】

荷主対策の深度化

トラック事業者の法令遵守に係る国土交通大臣による荷主への働きかけや要請

等の規定

現行

違反原因行為を荷主がしている 疑いがあると認められる場合 荷主が違反原因行為をしていること を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善 されない場合

働きかけ



要請



勧告・公表

標準的な運賃

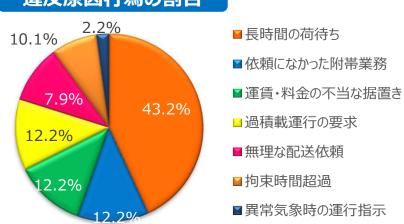
運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標としての

「標準的な運賃」制度(令和2年4月告示) ⇒セミナーや各種協議会による周知・浸透

改正後



違反原因行為の割合



「働きかけ」等の実施件数

要請:4件 働きかけ:82件

※令和元年7月~令和5年5月末までの累計